



# 熊本県公報

第12745号  
平成30年8月3日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… ( " ) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… ( " ) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… ( " ) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の供用開始…………… ( " ) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の更新…………… (障がい者支援課) 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5
- 道路の区域変更…………… ( " ) 5

### 公 告

- 換地処分…………… (農地整備課) 5
- 換地処分…………… ( " ) 5
- 換地処分…………… ( " ) 5
- 第47回採石業務管理者試験の実施…………… (エネルギー政策課) 6
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 6
- 県営土地改良事業の工事完了…………… ( " ) 6
- 県営土地改良事業の工事完了…………… ( " ) 6
- 県営土地改良事業の工事完了…………… ( " ) 7
- 土地改良区役員の就任…………… ( " ) 7
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… ( " ) 7
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… ( " ) 7
- 平成30年度第1回熊本県消費生活審議会の開催…………… (消費生活課) 8
- 球磨農業振興地域の区域の変更…………… (農地・担い手支援課) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 9
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 9
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 10
- 県営土地改良事業の工事完了…………… ( " ) 10
- 県営土地改良事業の工事完了…………… ( " ) 10
- 県営土地改良事業の工事完了…………… ( " ) 10

### 登 載 依 頼

- 平成30年度第2回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催(公共事業再評価監視委員会) 11
- 熊本県個人情報保護制度審議会の開催…………… (個人情報保護制度審議会) 11
- 熊本県公立大学法人評価委員会の開催…………… (公立大学法人評価委員会) 11

## 告 示

### 熊本県告示第615号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団明心会	訪問看護ステーション蓮	宇城市松橋町萩尾2037番地1	平成30年8月1日	訪問看護

**熊本県告示第616号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団明心会	訪問看護ステーション蓮	宇城市松橋町萩尾2037番地1	平成30年8月1日	介護予防訪問看護

**熊本県告示第617号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江丙字六沢1番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字六沢1番1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第618号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字嶽4674番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字嶽4674番2（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第619号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村乙字扇野231番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1)立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字扇野231番1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第620号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡和水町蜻浦字大石本812番・827番・830番・837番・839番・846番・848番（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、806番、822番、823番、826番、838番、840番2、843番、845番、858番、859番、859番2、866番、869番、870番、876番、902番1、字明ヶ谷921番1（次の図に示す部分に限る。）、906番、909番、910番、910番2、911番から914番まで、919番、920番、920番2、922番、929番、931番、932番、938番、939番、939番2、941番、942番、943番1、943番2、944番、947番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1)立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大石本806番・858番・859番・859番2・字明ヶ谷909番・910番・914番2（以上14筆について次の図に示す部分に限る。）、910番2、911番から913番まで、932番、939番2、942番
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第621号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。  
平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
コーギーブリーズ 菊池郡大津町大字大津536番地4	NPO法人ここりす 菊池郡大津町大字大津536番地4 中尾 精一	平成30年7月25日	4352200309	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第622号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地

防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

大峯地区

阿蘇郡西原村大字宮山字大峯1715番2、1715番3、1715番4、1715番5、1715番6、1715番7、1715番8

阿蘇郡西原村大字宮山字池底1783番4の一部（次の図に示す部分に限る。）

阿蘇郡西原村大字宮山字久保1790番4の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年8月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	上漆田東 間下線	人吉市上漆田町字仁田尾 3500番29地先から 同所 3500番29地先まで	前	6.1 ～ 7.4	70.0	単道施
			後	7.0 ～ 8.7		

2 区域を変更する期日 平成30年8月3日

熊本県告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年8月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名立花 線	玉名市月田字長瀨 2081番1地先から 同所 2107番5地先まで	532.0	活力基盤 改築

2 供用を開始する期日 平成30年8月3日

熊本県告示第625号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法69条の規定により公示する。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
有限会社カワグチ薬局御船店 上益城郡御船町木倉1184番地6	平成30年7月1日
有限会社カワグチ薬局 宇土市松山町4397番地3	平成30年7月1日
有限会社アイ調剤薬局 荒尾市大正町一丁目1番31号	平成30年7月1日

有限会社アイ調剤薬局大谷店  
荒尾市荒尾4544番地52

平成30年7月1日

**熊本県告示第626号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年8月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	五木湯前線	球磨郡水上村大字岩野字松ノ平 1573番22地先から 同所 1573番22地先まで	60.0	単道改
		球磨郡水上村大字岩野字小川内 1510番6地先から 同所 1510番6地先まで	33.0	

2 供用を開始する期日 平成30年8月10日

**熊本県告示第627号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年8月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町大字葛原字市ノ野 1045番1地先から 同所 1044番2地先まで	前	5.2 ～ 14.8	147.0	単道改
			後	8.2 ～ 14.9	147.0	

2 区域を変更する期日 平成30年8月3日

**公 告**

**熊本県公告第437号**

県営南関東地区（梅葉諏訪換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第438号**

県営坂梨・古城地区（八反田換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第439号**

県営坂梨・古城地区（屋形出換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第440号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、第47回採石業務  
管理者試験を次のとおり実施する。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験を実施する日時  
平成30年10月12日（金）  
午前10時から正午まで
- 2 試験を実施する場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館10階1002会議室
- 3 試験の方法及び科目  
試験は、筆記試験とし、その科目は、次のとおりとする。  
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）  
(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、  
脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積  
並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 4 受験願書の受付期間等  
平成30年9月3日（月）から平成30年9月28日（金）まで（閉庁日を除く。）  
の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。  
なお、郵送による申込みの場合は、平成30年9月28日（金）までの消印があるも  
のに限り受け付ける。
- 5 提出書類  
(1) 業務管理者試験受験願書  
(2) 履歴書  
(3) 受験票  
(4) 写真（手札形（12cm×8cm）とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した  
正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。）  
(5) 受験手数料  
受験願書を提出するときに、熊本県収入証紙により8,000円を納付すること。  
(6) 提出書類確認表
- 6 受験願書の請求先及び提出先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県商工観光労働部新産業振興局エネルギー政策課資源班  
電話 096-333-2322

熊本県公告第441号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第1  
95号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水 施設	上井手地区	平成21年10月1日	平成30年5月31日	熊本県

熊本県公告第442号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第1  
95号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	戸馳地区	平成13年8月31日	平成29年3月9日	熊本県

熊本県公告第443号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第1  
95号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	七浦地区（天月工区・大川内工区・上木場工区）	平成24年11月9日	平成30年4月18日	熊本県

**熊本県公告第444号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。  
平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	七浦地区（梅の木迫工区・小田浦工区・大尼田工区）	平成23年3月23日	平成30年4月13日	熊本県

**熊本県公告第445号**

球磨郡錦町に事務所を置く錦町土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。  
平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	桑原 史一郎	球磨郡錦町大字木上東180番地3

**熊本県公告第446号**

球磨郡多良木町に事務所を置く鮎之瀬溝土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。  
平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	荒木 稔	多良木町大字黒肥地1602番地4
理事	宮崎 哲郎	多良木町大字黒肥地1685番地
理事	加藤 征一郎	多良木町大字黒肥地699番地1
理事	黒川 正道	多良木町大字黒肥地710番地
理事	山下 和孝	多良木町大字黒肥地3987番地
理事	源嶋 大恭	多良木町大字黒肥地1565番地
理事	山口 正利	多良木町大字黒肥地1285番地2
監事	大石 鋼	多良木町大字黒肥地4338番地
監事	黒木 寿延	多良木町大字黒肥地1809番地
監事	西 辰郎	多良木町大字黒肥地1525番地1
就任		
理事	荒木 稔	多良木町大字黒肥地1602番地4
理事	宮崎 哲郎	多良木町大字黒肥地1685番地
理事	加藤 征一郎	多良木町大字黒肥地699番地1
理事	黒川 正道	多良木町大字黒肥地710番地
理事	山下 和孝	多良木町大字黒肥地3987番地
理事	源嶋 大恭	多良木町大字黒肥地1565番地
理事	山口 正利	多良木町大字黒肥地1285番地2
監事	大石 鋼	多良木町大字黒肥地4338番地
監事	黒木 寿延	多良木町大字黒肥地1809番地
監事	西 辰郎	多良木町大字黒肥地1525番地1

**熊本県公告第447号**

天草市に事務所を置く本渡土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	山下 富加司	天草市北原町1番7号
理事	田中 万久	天草市丸尾町1番24号
理事	植田 繁雄	天草市本渡町本渡1094番地1
理事	池田 三十四	天草市下浦町4359番地
理事	池田 憲昭	天草市下浦町9525番地
理事	永野 九洲男	天草市志柿町2792番地
理事	倉田 博次	天草市本町本607番地
理事	高瀧 良吉	天草市本町本6863番地8
理事	立田 陽次郎	天草市佐伊津町4860番地
理事	梅本 秀幸	天草市亀場町食場1277番地2
理事	中野 光伸	天草市栢宇土町4217番地
理事	松川 莞爾	天草市宮地岳町653番地1
理事	川峯 正美	天草市宮地岳町5182番地
監事	塩田 實治	天草市楠浦町10375番地
理事	鬼塚 虎男	天草市楠浦町2406番地
理事	中原 勇	天草市楠浦町914番地1
理事	飽田 榮	天草市楠浦町2990番地158
理事	前田 典男	天草市楠浦町4251番地6
監事	畠山 正和	天草市志柿町2155番地2
監事	若山 良孝	天草市楠浦町6588番地
就任		
理事	田中 万久	天草市丸尾町1番24号
理事	園田 邦雄	天草市本渡町本戸馬場905番地2
理事	松下 信義	天草市本渡町本渡1083番地1
理事	池田 憲昭	天草市下浦町9525番地
理事	富安 英猛	天草市下浦町3823番地2
理事	永野 九洲男	天草市志柿町2792番地
理事	倉田 博次	天草市本町本607番地
理事	高瀧 良吉	天草市本町本6863番地8
理事	立田 陽次郎	天草市佐伊津町4860番地
理事	梅本 秀幸	天草市亀場町食場1277番地2
理事	中野 光伸	天草市栢宇土町4217番地
理事	尾崎 雄二	天草市宮地岳町3061番地1
理事	立石 卓誠	天草市宮地岳町1775番地2
理事	中原 勇	天草市楠浦町914番地1
理事	飽田 榮	天草市楠浦町2990番地158
理事	前田 典男	天草市楠浦町4251番地6
理事	須賀原 長政	天草市楠浦町2446番地2
理事	新田 光明	天草市亀場町亀川862番地
監事	畠山 正和	天草市志柿町2155番地2
監事	吉田 茂	天草市宮地岳町5717番地3
監事	若山 良孝	天草市楠浦町6588番地

熊本県公告第448号

平成30年度第1回熊本県消費生活審議会の会議を次のとおり開催する。  
平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時  
平成30年8月27日午前9時30分
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
  - (1) 第3次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の策定について【報告】
  - (2) 第2次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の平成29年度実施状況及び評価について
  - (3) 第3次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の平成30年度実施計画等について

- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境生活部県民生活局消費生活課企画推進班（熊本県消費生活審議会事務局）  
（電話 096-333-2291）

**熊本県公告第449号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により球磨村の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農業振興地域名  
球磨農業振興地域
- 2 範囲  
球磨村大字渡、三ヶ浦、一勝地、神瀬及び大瀬の一部
- 3 規模  
4,097ヘクタール
- 4 区域の変更を必要とする理由  
自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当と認められるため、農業振興地域を拡大する。
- 5 平面図  
熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課及び球磨村産業振興課にて縦覧に供する。

**熊本県公告第450号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字下前原843番3、同843番5、同843番7、同843番9、同843番10、同843番11並びに里道及び水路の一部  
4,674.05平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字津久礼2962番地3  
有限会社サンケイ地所

**熊本県公告第451号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
出田 知行	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字道上887番ほか3筆
特定非営利活動法人こころみ会	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字大江395番1ほか1筆
野田 大靖	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字西長田601番ほか1筆
梶田 幸穂	熊本市東区鹿帰瀬町	熊本市東区石原町122番
本田 恭一	熊本市西区沖新町	熊本市西区沖新町字今新開割786番ほか4筆

吉村 晃一	熊本市西区河内町船津	熊本市西区河内町船津字迫1865番1
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町坂野字東天神原1806番2ほか2筆
山中 昌治	熊本市南区城南町藤山	熊本市南区城南町塚原字小木原330番1ほか2筆
株式会社松田農場	熊本市南区城南町碓	熊本市南区城南町碓字新道174番5ほか3筆
株式会社松田農場	熊本市南区城南町碓	熊本市南区城南町碓字和久良684番1
米田 優	熊本市南区城南町陳内	熊本市南区城南町陳内字花立816番
宮崎 正和	熊本市南区城南町隈庄	熊本市南区城南町宮地字和久良1番1ほか1筆
木村 颯	熊本市中央区渡鹿	熊本市南区八分字町字下白地3464番1ほか1筆
株式会社アグリ飽田	熊本市南区会富町	熊本市南区白石町字塘ノ上4番ほか8筆

2 認可年月日  
平成30年7月27日

**熊本県公告第452号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。  
平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	阿蘇やまなみ地区（大利工区）	平成17年12月29日	平成29年10月3日	熊本県

**熊本県公告第453号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。  
平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	阿蘇やまなみ2期地区（原片俣2工区）	平成22年9月29日	平成30年3月29日	熊本県

**熊本県公告第454号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。  
平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	阿蘇やまなみ2期地区（茶臼塚工区）	平成19年11月9日	平成30年3月29日	熊本県

**熊本県公告第455号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。  
平成30年8月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	阿蘇やまなみ 2期地区（荻岳工区）	平成19年11月16日	平成30年3月29日	熊本県

### 登 載 依 頼

#### 熊本県公共事業再評価監視委員会公告第2号

平成30年度第2回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。  
なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。  
平成30年8月3日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時  
平成30年8月10日（金）  
午前9時30分から午後4時30分まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議事  
平成30年度公共事業再評価対象事業について（個別事業等の説明）
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。  
(2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理課）  
電話096-333-2490

#### 熊本県個人情報保護制度審議会公告第1号

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。  
平成30年8月3日

熊本県個人情報保護制度審議会長

- 1 日時  
平成30年8月9日（木）  
午前10時から正午まで（予定）
- 2 会場  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議事概要  
(1) 例外的に個人情報をその取扱事務の目的以外の目的で利用及び提供する場合について（諮問）  
(2) その他報告事項
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県個人情報保護制度審議会事務局（熊本県総務部総務私学局県政情報文書課）  
（電話096-333-2068）

#### 熊本県公立大学法人評価委員会公告第2号

平成30年度第2回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。  
平成30年8月3日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 小野友道

- 1 開催日時

平成30年8月6日（月）  
午後1時00分から（3時間程度）

## 2 開催場所

熊本中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館5階 審議会室

## 3 議題

- ・平成29年度業務実績評価書（案）について
- ・第2期中期目標期間業務実績評価書（案）について

## 4 傍聴者の定員

10人

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
- (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

## 6 問合せ先

熊本中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）